

トム・レーガン『動物の権利・人間の不正——道徳哲学入門』

の書評

河島基弘

はじめに

トム・レーガン著『動物の権利・人間の不正——道徳哲学入門』（井上太一訳、緑風出版、2022 年）を評する。トム・レーガンは、功利主義哲学者のピーター・シンガーと並び、現代の動物擁護運動の火付け役兼理論的支柱となった権利論哲学者である。ただし、執筆された著書が刊行後直ちに邦訳されてきたシンガーと違い、日本語でレーガンの著書を読めるのは本書だけである。これには理由があるように思う。私事で恐縮だが、筆者がイギリスの大学院で博士課程を始めた時、人間と動物の関係について基本的なことを学ぼうと最初に読んだ文献が、シンガーの『Animal Liberation』（動物の解放）とレーガンの『The Case for Animal Rights』（動物の権利擁護論）だった。『Animal Liberation』の論旨は明快ですらすら読めたのだが、『The Case for Animal Rights』は文章も理路もねじれが多くて複雑であり、「もっと分かりやすく書けないものか」と強く思った記憶がある。結局、レーガンの本は重要な箇所にポイントを絞って読み、他の研究者が書いたレーガン紹介の文献で不足分を補うという読み方をした。自らの議論の複雑さと悪文についてはレーガン自身にも自覚はあるようで、『動物の権利・人間の不正——道徳哲学入門』の謝辞の中で「仕事時間の大半を割いて、同じページを何度も何度も執念深く書き直し、全ての文、全ての言葉を『妥当』にしようとドン・キホーテ的な挑戦を続ける人物」（3～4 頁）と自らを評している。実際、本書はレーガンのもう 1 冊の代表作である『Empty Cages』（空の檻）と同様、初学者でも意欲があれば読み通せる内容となっている。ただし、お世辞にも説明上手とは言えず、読者はレーガンの理路を自分で補うことを強いられそうだ。

本書の章立ては下記の通りである。

第 1 章 無関心から擁護へ

第 2 章 動物搾取

第3章 権利の性質と重要性

第4章 間接義務論

第5章 直接義務論

第6章 人間の権利

第7章 動物の権利

第8章 反論と回答

第9章 道徳理論と課題

章の構成と副題が示すように、道徳的権利の特徴と性質から説き起こし、近代社会の基本原則となっている契約論、レーガンが依拠する義務論と対立する功利主義などについて、その強みと弱みを検証した上で、こうした理論の弱点を克服する概念として権利論を提唱する。人間の権利から動物の権利へと議論を展開し、第8章において、動物の権利という考え方に反感を抱く人たちがしばしば発する「人間と動物はそもそも異なるはず」「植物の権利はどうなるのか」などの疑問に答えるという流れになっている。本書を貫くテーマは「動物は道徳的権利を有するのか」「有するとしたら、どのような理由によるものなのか」である。また本書では「善の行ないは何によって善になるのか。悪の行ないは何によって悪になるのか」について何度も問い直す形を取っている。以下、第1節（要旨）では各章のポイントに触れながら、動物の権利を擁護するレーガンの理路を辿っていく。続く第2節（批判）で、本書に対する疑問点について述べる。

第1節 要旨

第1章（無関心から擁護へ）では、レーガンが動物の権利に関わることになった経緯が書かれている。それによると、米ペンシルベニア州ピッツバーグの労働者階級の家生まれたレーガンは肉食中心の家庭料理で育てられた。肉を食べることに疑問を持つこともなく、学生時代には学費を工面するために肉屋でアルバイトさえした。レーガンが肉食中心の食生活を見直し、倫理と動物について考えるようになったのは、ノースカロライナ州立大学の教員になった後である。マハトマ・ガンディーの著作に触れる中で、倫理が、他者を批判することではなく、自分の生活を見つめることから始まると学んだことと（レーガ

ンはこれを三人称ではなく一人称の倫理と呼ぶ)、飼っていた犬の死によって大きな喪失感を味わったことの2つの出来事がきっかけとなった。

第2章(動物搾取)は、食品・毛皮・研究の各業界における動物たちの扱われ方についての簡単な紹介が中心である。動物搾取の事例は他の文献で読むことができるので、ここでは詳述しない。

第3章(権利の性質と重要性)は、一般的に権利と呼ばれる概念の性質とその重要性の説明に充てられている。最初に、生存権・自由権・身体に関する自己決定権などから成る道徳的権利を、危害や妨害を受けない権利である「消極的道徳権」と、助力や支援を受ける権利である「積極的道徳権」の2つに分類。動物の権利は前者の消極的道徳権であるとし、以後の議論では消極的道徳権を「権利」として話を進める。また、この(消極的)道徳的権利は、その所有者に特別な地位を与えるものであり、①その所有者は他者によって傷つけられたり、選択の自由を奪われたりせず(立入禁止＝道徳的完全性)、②他の全ての人間の価値に勝る重要性を持ち(切り札＝道徳的重要性)、③所有者全てにとって同じものであり(平等＝道徳的地位)、④好意で与えられるものではなく、得て当然のもの(正義＝道徳的要求)、すなわち妥当な要求とみなすことができるものである。そして、これらの性質を横串で包含する中核に「尊重」(道徳的統一性)という概念を据える。

本来ならここから「人間の権利」や「動物の権利」の検討に進むところであるが、レーガンは「動物たちが権利を持つゆえんを理解しようと思えば、まずは動物の権利を否定し、時に人間の権利をも否定する諸々の道徳理論を批判的に検証することが欠かせない」(63頁)と述べて、間接義務論と直接義務論の批判的検討に移る。

第4章(間接義務論)では、動物に関する義務は負っても、動物に対する義務を負わない道徳理論を「間接義務論」とし、具体的には「単純な契約論」と「ロールズ流の契約論」の検証に取りかかる。単純な契約論は「規則の妥当性は契約者たちの自己利益によって決まる」と考えるものである。道徳的善悪を感情論ではなく理性に基づいて判断できるほか、自らが生まれ育った支配的慣習から離れて物事を判断できるなどのメリットがある一方、契約づくりに参加できない人種的少数派、契約を理解できない動物などの利益が全く考慮されないデメリットが存在する。ロールズ流の契約論は、いわゆる「無知のベール」の考え方を採用するため、自分がどのような人種になるのか分からない参加者は、自己利益で

はなく万人の利益を考慮するようになるというメリットを持つ。ただし、契約の参加者は「正義の感覚」を持つ人間に限られるため、この感覚を欠いた幼児や精神的困難を抱えた障害者たちは、私たちが直接義務を負う対象には該当しない。当然、契約を理解できない動物はそもそも道徳的配慮から除外されることになる。

第5章（直接義務論）は検討対象として「残酷・親切論」と「功利主義」を挙げる。レーガンによれば、「私たちが動物に対して親切に接する直接義務と、残酷に接しない直接義務を負う」（99～100頁）とする残酷・親切論は、私たちが残酷に扱ったり親切にしたりできる全ての存在を考慮の対象とする点で、契約論よりも優れている。ただし、残酷・親切論は、ある人の行為の善悪（道徳的評価）と、その人物の美点・欠点（道徳的性格の評価）を混同する傾向がある点で問題があるというのがレーガンの評価である。レーガンはこの点、猫を実験に使う研究者がその猫を親切に扱ったとしても、研究で猫を使用するという行為に変わりはなく、残酷・親切論はこの区別を曖昧にするという事例を挙げて問題点を説明している。

もう一方の功利主義には様々な種類があるものの、レーガンが取り上げるのは、利害関係者の選好（好み）を可能な限り充足させる行為を正しいとする「選好功利主義」であり、これは動物解放論で有名なシンガーが依拠するものである。選好功利主義は、動物や子供なども「利益を有する存在」とみなし、各利害関係者の選好を平等に重み付けできる上、行為の善悪を行為者の性格ではなく行為の結果で判断する点で「残酷・親切論」の誤りを犯す心配がない。しかし、選好を持つ各個体ではなく、各個体の選好や経験の質に価値を置く点で問題がある。これについてレーガンは、容器とそれに入っている液体にたとえて説明する。私たちは個（容器）として重要な価値を持つべきであるが、功利主義の考えでは、容器を満たす充足感（液体）だけに価値があり、個としての私たちは考慮されない。功利主義はまた、たとえば犯罪事件の場合に被害者だけでなく加害者の選好充足を考慮に入れざる得ない点でも、重大な欠陥を抱えているというのがレーガンの見立てである。

第4章と第5章で有力な道徳理論の欠点を指摘したレーガンは、第6章（人間の権利）で「諸理論の弱みを持たず、強みの全てを兼ね備える道徳思考を形づくること」（125頁）の可能性を探る。それが権利論であり、エマニュエル・カントの思想がベースになっている。カントは、さまざまな洗練された能力、特に理性と自律性を有する個を「人格」と名

付け、そうした人格が有する道徳的重要性を備えた価値を「尊厳」と呼ぶ。これに対してレーガンは、価値がそれを有する個体自身に帰属する点を強調する意味を込めて、尊厳を「内在的価値」と言い換える。そしてレーガンによれば、「行為は内在的価値が宿る個を尊重する形で扱えば善となり、尊重しない形で扱えば悪となる」（127 頁）のである。なお、カントの人格にはその定義上、理性を有しない動物は含まれない。

この欠点を補うためにレーガンが考案した概念が「生の主体」である。生の主体は、物理的世界のほか、感情・信念・願望などの内面も意識し、それぞれが経験を生きる存在であり、単なる道具として扱うことは許されない。生の主体は全て内在的価値を持つ。私たちは尊重をもって扱われる妥当な要求を持っており、これを（道徳的）権利と呼ぶ。権利論は、直接義務が向けられる相手にロールズ流の契約論が求める「正義の感覚」の保有が必要とされないため、対象者を広げることができるという強みを持つ。

第 7 章（動物の権利）はいよいよ動物の権利に関する議論である。レーガンは動物の権利のような論争を呼ぶ道徳問題は、①事実の問い、②価値の問い、③論理の問い、④実践の問い、という 4 つの関連する問いを含むことが多いと述べ、それぞれについて概観していく。まず①事実の問いである。レーガンは、選好利益（私たちの関心事や願望、好み）と福祉利益（食料・住居・健康など私たちが最低限の生活を送る上で必要となる物品や条件）の両方を有する哺乳類と鳥類が、私たち人間と同じような豊かな精神生活を送っていることは、最良の科学や常識によって認められると主張する。②価値の問いは動物の道徳的地位を問うものである。哺乳類や鳥類などのような「生の主体」は内在的価値を有する点で、優位・劣位などの序列化を拒む存在であり、価値の点で人間と平等であるとする。③論理の問いは、ある言明が別の言明から導かれるかどうかを問題にする。「人間も動物も生の主体である」「同様の事例には同様の判断を下すべき」などの言明から「人間以外の動物たちは同じく内在的価値を宿す」という結論を導くほか、「内在的価値を持つ全ては、尊重をもって扱われる平等な権利を有する」との言明から「内在的価値を有する人間と動物の全ては、尊重をもって扱われる平等な権利を共有する」という結論を得る。④実践の問いでは、動物の権利運動は動物搾取のあり方を改めて人の行ないを人道的にすることではなく、搾取の廃絶を目指すという「廃絶主義」を謳う。

動物の権利について論じた第 7 章は本書の中心となるべき章と思われるが、正味 12 頁

しかなく、最終章となる第9章に次いで短い。もう1つ中心となる第6章（人間の権利）に38頁を割いているのと対照的である。それまでの章で権利論の性質や競合する概念について比較的丁寧に論じているとはいえ、物足りなさは拭えない。

第8章（反論と回答）は第7章までとは趣を異にし、動物の権利に対する様々な反論（一般的・宗教的・哲学的）に対する検証に充てられている。たとえば「動物に権利を認めるならば、植物にも権利を認めるべき」という頻繁に聞かれる反論に対して、生の主体でない植物は動物と立場が異なる点や、植物に権利があったと仮定しても私たちが動物の肉を食べるべきでないことには変わりはない点を指摘する。また、「動物は私たちの権利を尊重しない」という反論、すなわち相互性の欠如を問題視する指摘に対しては、（私たちの権利を尊重できない）幼い子供の道徳的地位を考えれば、動物に相互性を求めることに根拠はないと論じる。レーガンの代表作である『The Case for Animal Rights』では、成人などの moral agent（道徳行為の担い手）と子供や動物などの moral patient（道徳行為の受け手）を分けることで相互性を否定したが、本書ではこうした概念を使わずに、相互性の欠如が問題にならないことを簡易な言葉で説明している。

最終章となる第9章（道徳理論と課題）は、これまでの議論のまとめであり、社会変革の種は人々の心に根を下ろし、動物搾取の廃絶へ向けた倫理的旅程はいつか必ず終わりを迎えるという確信を述べて筆を終えている。

第2節 批判

批判の第1は、権利保有者となる「生の主体」の範囲と選択（優先順位）の問題である。どこまでを生の主体と認めるのかについてレーガンは、哺乳類と鳥類は含まれると述べる一方で、「どれだけ長身なら長身といえるのかを知らずとも、バスケットボール選手のシャキール・オニールが長身なのは分かる」（184頁）という理屈で、明確な線引きをすることを避ける。かつては、少なくとも基準を満たすと思われる対象を「1歳以上の正常は哺乳動物」としていたはずだが、生の主体の範囲を明確化する点では後退している。人間の胎児や重度の精神障害者が生の主体の対象から外されるのを避ける狙いがあることは容易に想像できるし、動物の認知機能や精神生活の研究は哲学者の仕事ではないと言えば、その通りではあるものの、肩透かしを食らった感は否めない。

さらに問題になるのは、生の主体間の優先順位の問題である。倫理学の世界では思考実験として、限られた者しか救えない場合に誰を助けるのかを論じる「救命ボートの倫理」がしばしば持ち出される。私たちが日常生活を送る上では、救命ボートの例のような究極の選択を迫られる事例はほぼ起こらないと思われる。しかし、たとえば生活に余裕のない年金生活者が 2 頭の犬を飼っていて、命に係わる感染症の治療を受けさせたいと思っても、手持ちのお金が少なく次年度の年金の受給までは 1 頭しか獣医に診せられないような場合があるかもしれない。レーガンが批判する功利主義の考えを用いれば、その時点で痛みが大きくて苦しんでいる犬の方を先に獣医に診せたり、あるいは年齢が若いために未来に対してより大きな利益を持つと思われる犬の方を優先するなどの判断を下すことができる。

一方、レーガン流の権利論は、「生の主体」に対していかなる状況でも犯されない内在的価値を認めるため、優先順位の判断を下すことができない。レーガンは本書のさまざまな箇所でも契約論や功利主義に対する権利論の優位を主張するが、権利論は個体間で優先順位が問題になった場合にうまく対処できない。もちろん、快楽と苦痛を差し引きし、社会の成員に対して最大の幸福をもたらす行為を道徳的に正しいと判断する功利主義は、関係者の数が膨大に上ること、快楽や苦痛、選好の測定がそもそも極めて困難であることなどを考え合わせると、万能から程遠いのは間違いない。しかし、生の主体間に優劣を付けることを一切認めない権利論に比べれば、実生活への応用の点では遥かにましである。新型コロナウイルス感染症対策として、治療の優先順位付けであるトリアージが医療関係者や倫理学者の間で議論された際、功利主義が順位付けの基礎的な考え方になったことは記憶に新しい。

批判の第 2 は、本書の中で、レーガンが挙証責任を放棄したり、反証責任を相手に委ねたりする記述が多く見られる点である。たとえば間接義務論を論じた第 4 章において、鳥に利益があるのかどうかについて「立証責任は当然ながら、これらの問いに否定的な答を出す者が負わなければならない」（75 頁）と述べる。また、「全ての生の主体は内在的価値を有する」という主張を権利論の中核とする議論において、生の主体でない個体にも道具的価値に還元されない価値があるのかどうかに関する証明については「権利論自体はそれを試みない」（158 頁）とするだけである。肝心の動物の権利に関しても同様であり、

「厳密な証明はこの分野では望めない」(172 頁)と逃げを打ち、「私の議論は適切な証明を行なう負担を、他の理論の支持者に課すものとして役立つ」(同)と述べる。実際、哲学・倫理学の主張の証明に、数学や物理学のような厳密な証明は望むべくもないというのは頷ける。しかし、動物の権利のような既存の価値観に挑戦する議論を展開する場合、立証責任は既存の価値観の信奉者ではなく、新しい価値観を提唱する側にあるはずである。こうした「逃げ」と受け取られかねない議論が、レーガンが本書において展開した動物の権利を擁護する主張の説得力を減じる方向に向かわないことを祈らずにはいられない。